

日本中世英語英文学会会則

(昭和 61 年 12 月 6 日	改正)
(昭和 62 年 11 月 28 日	一部改正)
(1990 年 12 月 1 日	改正)
(1991 年 5 月 18 日	一部改正内定)
(1992 年 12 月 5 日	一部改正)
(2001 年 5 月 19 日	一部改正)
(2001 年 12 月 8 日	一部改正)
(2003 年 5 月 24 日	一部改正)
(2005 年 5 月 21 日	一部改正)
(2007 年 5 月 19 日	一部改正)
(2009 年 5 月 30 日	一部改正)
(2011 年 5 月 21 日	一部改正)
(2013 年 5 月 25 日	一部改正)
(2015 年 12 月 5 日	一部改正)
(2017 年 5 月 20 日	一部改正)
(2017 年 12 月 2 日	一部改訂)
(2019 年 11 月 30 日	一部改訂)
(2021 年 5 月 29 日	一部改正内定)
(2021 年 12 月 4 日	一部改正)
(2022 年 5 月 28 日	一部改正)
(2022 年 12 月 3 日	一部改正)
(2023 年 5 月 27 日	一部改正)
(2023 年 12 月 11 日	一部改正)

第 1 条 (名称) 本会は日本中世英語英文学会 (英語名称 : The Japan Society for Medieval English Studies) と称する。

第 2 条 (目的) 本会は中世英語英文学および関連領域の研究を促進し、その成果を公表するとともに、内外の関連諸学会との交流をはかることを目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は第 2 条に定めた目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国大会および総会の開催 (年 1 回)
- (2) 会誌・会報の発行
- (3) 会員の研究を奨励および助成する企画の実施
- (4) その他必要と認められる事業

第 4 条 (1) (役員) 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 事務局長 1 名
監事 2 名 評議員 若干名

役員は任期は 2 年とする。ただし、会長、副会長および事務局長以外の役員は 3 期までの再任を妨げない。

(2) (役員) (職務)

(イ) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。会長は総会・評議員会などを招集して、これを主宰する。

- (ロ) 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (ハ) 事務局長は会長の命を受けて本会の事務全般を処理する。
- (ニ) 監事は本会の財産および事業の執行状況を監査する。
- (ホ) 評議員は評議員会を構成し、本会の運営に関わる重要な事項を審議する。

(3) (役員を選出)

- (イ) 会長は別に定める選挙規則によって選出する。
- (ロ) 副会長は評議員会の議を経て会長が委嘱する。
- (ハ) 事務局長は会長が評議員会に諮って委嘱する。
- (ニ) 監事は会長が評議員会に諮って委嘱する。
- (ホ) 評議員は別に定める選挙規則によって選出する。なお、会長、副会長、事務局長、監事、第5条に定める編集委員長、大会準備委員長、研究助成委員長、パイオニア編集委員長および東支部代表幹事、西支部支部長は、職権による評議員となる。

第5条 (1) (委員会) 本会に次の委員会を置く。

- (イ) 編集委員会
- (ロ) 大会準備委員会
- (ハ) 研究助成委員会
- (ニ) パイオニア編集委員会

(2) (委員会の職務)

- (イ) 編集委員会は本会の会誌(*Studies in Medieval English Language and Literature*)を編集し発行する。
- (ロ) 大会準備委員会は本会全国大会の開催準備および実施に当たる。
- (ハ) 研究助成委員会は会員の研究を奨励および助成するための企画を立案し実施する。
- (ニ) パイオニア編集委員会は、日本において中世英語英文学研究を担ったパイオニアたちの略歴、業績の編纂及び評価を行い、公表する。

(3) (委員会の構成等)

各委員会の構成および委員の任期・選出は、別に定める内規による。

第6条 (支部) 本会に評議員会の議を経て支部を設けることができる。支部は地区の実情に即した規約を定め、独自の事業を行うことができる。

第7条 (会員) 本会は第2条に定めた主旨に賛同し、別に定める細則によって会費を納入する者を会員とする。学会発表への応募、学会誌への投稿、各種企画や賞への応募は会費に未納がないことを前提とする。

第8条 (会則の変更) 本会会則の変更は評議員会において審議・内定し、総会において決定する。

第9条 (細則) 本会会則を施行するに当たって必要な細則は評議員会において決定する。

第10条 (寄付金) 本会に一般からの寄付を募るため寄付金口座を開設する。その具体的内容は日本中世英語英文学会会報に記して周知をはかる。

第11条 (所在地) 本会の所在地は事務局長の所属機関とする。

第12条 (設立年) 本会の発足年月日は1984年4月1日とする。

- * 内規 (第4条) (1) (イ) 評議員の定数は21名とする。ただし、これには第4条 (3) (ホ) に定める職権による評議員は含まれないものとする。また、評議員は1期以上の間において再任され得るものとする。
- (ロ) 評議員は2年毎の選挙によって7名ずつ交替するものとする。
- (第4条) (2) (ハ) 事務局は原則として事務局長の所属機関に置くものとし、若干名の事務局員を置くことができる。

(第4条)(3)(イ)～(ホ) 役員の被選挙資格は会員歴6年以上の者とする。

(第5条) 会長は評議員会に諮り、その他必要と認められる委員を委嘱することができる。

付則(1) 内規(第4条)(1)(ロ)の定めにもかかわらず、本改正会則施行の初年度(1991年)と次の改選期(1993年)とにおいては、経過措置として15名の評議員が退任し、10名の評議員が新任されるものとする。

付則(2) 内規(第4条)(1)(ロ)の定めにもかかわらず、2017年、2019年、2021年の改選期においては経過措置として、退任する評議員の人数にかかわらず、7名の評議員が新任されるものとする。

細則 (第7条)

- (1) 会費は年額6,000円とする。ただし、学部学生・大学院学生の会費は、3,000円とする。
- (2) 特別会員(定年退職後、常勤職または非常勤職に就いていない者)の会費は年額3,000円とする。
- (3) 年額1口(10,000円)以上を納入する者を維持会員とする。
- (4) 満70歳になる年の年度以降に30,000円を納入する者を終身会員とする。
- (5) 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- (6) 会費の滞納が4年間継続したときは、会員の資格を失う。再入会を希望する場合は、滞納分を一括納入の上、該当年度の会費を添えて、再度入会届を提出するものとする。

日本中世英語英文学会会長選挙規則

(昭和 61 年 12 月 6 日制定)

(1990 年 12 月 1 日改正)

第 1 条 会長は、評議員の選挙によって定める。

第 2 条 選挙のための評議員会は、評議員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 3 条 (1) (第 1 回投票) 単記無記名投票を行い、有効投票数の 3 分の 2 以上を得た者を当選者とする。

(2) (第 2 回投票) 第 1 回投票による当選者がいない場合は、上位 3 名について第 2 回投票を行い、過半数を得た者を当選者とする。

(3) (第 3 回投票) 第 2 回投票による当選者がいない場合は、上位 2 名について決選投票を行い、比較多数を得た者を当選者とする。

付則 (1) この規則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 状況により郵送による投票をもって代えることがある。

日本中世英語英文学会評議員選挙規則

(1990 年 12 月 1 日制定)

(2001 年 4 月 1 日改訂)

(2017 年 5 月 20 日改訂)

(2021 年 5 月 29 日改訂)

第 1 条 評議員は、次に掲げる候補者の中から評議員の選挙によって選出する。

(1) 評議員の推薦する者

(2) 会員の推薦する者

第 2 条 (1) 評議員候補者の被推薦資格は、内規(第 4 条)(3)(イ)～(ホ)の定めにかかわらず、本学会入会后 2 年を経過した者とする。

(2) 評議員候補者の推薦資格は、本学会入会后 2 年を経過した者とする。

ただし、学生会員・維持会員にはその資格がないものとする。

第 3 条 (1) 第 1 条(1)に掲げる者を得るために評議員による予備選挙(推薦投票)を行う。

(2) 推薦投票は郵送または電子メールによって行う。推薦用紙の書式等、詳細は別途定める。

(3) 上位 10 名を推薦候補者とする。

第 4 条 選挙のための評議員会は、評議員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 5 条 第 1 条(2)および第 3 条によって推薦された候補者の中から、内規(第 4 条)(1)(ロ)の定めに従って後任 7 名を選出するものとし、7 名連記無記名投票を行って、

上位7名を当選者とする。

- 付則
- (1) この規則は、2021年5月29日から施行する。
 - (2) 状況により郵送による投票をもって代えることがある。この場合、選挙管理は事務局がこれに当たる。